

周南市こども計画について

■自治体こども計画とは

- ・ 令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、都道府県、市区町村単位で策定するこども施策についての総合計画（努力義務）
- ・ こども大綱を勘案して定めること
- ・ 少子化社会対策、子ども・若者育成支援、こどもの貧困対策を内容に盛り込むこと
- ・ 法令に基づき策定されたこども施策に関する計画と一体的に作成できる

（こども大綱）

- ・ こども基本法に基づき、令和5年12月に策定
- ・ これまで各法律に基づき別々に作られていた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化
- ・ こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項を定めるもの
- ・ 『全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会＝こどもまんなか社会』の実現をめざす

■周南市こども計画の策定方針

本市では、こども施策の方向性や目標を総合的に定めた第2期周南市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度末で計画期間を終了することから、次期計画の策定に合わせて、子ども・子育て支援事業計画ほか、周南市こどもの貧困対策推進計画など、各法令に基づくこども施策に関する計画と一体的にこども計画を策定する方針としております。

こどもに施策に関する計画と一体的に作成できるメリットは

- ①こども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

と考えています。

■現行計画との比較

	(現行計画) 「第 2 期周南市子ども・子育て支援事業計画」	(次期計画) 「周南市こども計画」
期間	令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度
対象	「生まれる前から乳幼児期を経て青年期になるまでの子ども」と「その家庭」 (施策によっては対象の年齢に限らず柔軟に対応) 参考年齢：0 歳（胎児含む）～概ね 18 歳	「心身の発達の過程にあるこども」（こども基本法）と「その家庭」 (年齢により必要なサポートが途切れないように) 参考年齢：0 歳（胎児含む）～概ね 30 歳
包含する計画	・次世代育成支援周南市行動計画 ・周南市母子保健計画 ・新放課後子ども総合プラン周南市行動計画 ・周南市子どもの貧困対策推進計画	・第 3 期周南市子ども・子育て支援事業計画（母子保健に関する施策の展開を含む） ・次世代育成支援周南市行動計画（放課後児童対策に関する事業を含む） ・周南市こどもの貧困対策推進計画 ・<u>周南市子ども・若者計画</u>【新規】

■周南市こども計画の策定方法

①ニーズ調査の実施

調査内容	対象者	調査票配付数	調査方法	時期
子ども・子育て支援アンケート	①就学前児童保護者 ②小学生保護者 ③中学生保護者 ④小学 5 年生および中学 2 年生 ⑤市内企業 ⑥市内子育て支援団体	① 2000 票 ② 2000 票 ③ 1000 票 ④ 1000 票 ⑤ 50 票 ⑥ 158 票	配付：郵送 回収：郵送もしくは WEB ④のみ、学校にて実施、WEB 回収	令和 6 年 1 月～2 月
意識調査	市内中高生	グループインタビュー（10～40 人規模のグループで、計 4 回）		令和 6 年 3 月
子どもの生活状況アンケート	小学 5 年生および中学 2 年生とその保護者	約 4200 票	配付：学校 回収：学校、郵送、または WEB	令和 6 年 7 月～8 月
子どもと若者の生活・意識に関するアンケート	16 歳から 30 歳までの市民	2000 票	配付：郵送 回収：郵送もしくは WEB	令和 6 年 7 月～8 月

②こども育成支援対策審議会への諮問

③パブリックコメントの実施

■こども大綱より

●こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

●こども施策に関する重要事項

①ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

②ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

③子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

●こども施策の推進に必要な事項

①こども・若者の社会参画・意見反映

○社会参画や意見表明の機会の充実

- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

②こども施策の共通の基盤となる取り組み

- 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

■国の動き（こども計画・その他こども施策関係計画根拠法令）

- 平成 24 年 8 月 「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連 3 法」制定
- 平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度移行
 - ・市町村は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める（義務）
- 平成 30 年 9 月 新・放課後子ども総合プランの策定
 - ・放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保
- 令和元年 9 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正
 - ・市町村は「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案した「子どもの貧困対策推進計画」の策定に努める（努力義務）
- 令和 5 年 4 月 「こども基本法」施行
 - ・市町村は、「市町村こども計画」を定めるよう努める（努力義務）
 - ・各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することが可能
 - ・こども・子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずる
- 令和 5 年 4 月 「成育基本法」（令和元年 12 月施行）で定める「成育医療等基本方針」の改定
 - ・母子保健を含む成育医療等に関して「成育医療等基本方針に基づく評価指標」「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」の策定
 - ・母子保健計画策定指針（平成 26 年 6 月通知）の廃止
- 令和 5 年 12 月 「こども大綱」策定
 - 「少子化社会対策大綱」
 - 「子供・若者育成支援推進大綱」
 - 「子供の貧困対策に関する大綱」

3 大綱が束ねられ
「こども大綱」に一元化
- 令和 5 年 12 月 放課後児童対策パッケージの発出（新・放課後子ども総合プラン終了）
- 令和 6 年 5 月 「自治体こども計画策定のためのガイドライン」策定

周南市こども育成支援対策審議会

次期子ども・子育て支援事業計画 及びこども計画の策定について

- こども基本法の定義
- こども大綱におけるこども施策の方針等
- 周南市こども計画の策定について
- 周南市こども計画の骨子案の検討

周南市あんしん子育て推進課

こども基本法（令和5年4月1日施行）

- ◆少子化の進行、人口減少に歯止めがかからない中、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻
- ◆こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務
- ◆従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、**こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法**として制定

こども基本法（令和5年4月1日施行）

「こども」とは、

心身の発達の過程にある者

3

こども基本法（令和5年4月1日施行）

「こども施策」とは、

1.「こどもに関する施策」

2.「一体的に講ずべき施策」

4

こども基本法（令和5年4月1日施行）

1. 「こどもに関する施策」とは

「こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策」

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

5

こども基本法（令和5年4月1日施行）

2. 「一体的に講ずべき施策」とは

- ① 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、
「こどもや子育て家庭に関係する施策」
（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）
- ② 「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき
「若者に係る施策」
（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

6

こども大綱（令和5年12月策定）

こども施策を総合的に推進するための大綱

- ①こども施策に関する基本的な方針
- ②こども施策に関する重要事項
- ③こども施策を推進するために必要な事項

7

こども大綱（令和5年12月策定）

こども施策に関する6つの基本的な方針

- | | |
|---|---|
| ① | <u>こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</u> |
| ② | <u>こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</u> |
| ③ | こどもや若者、子育て当事者の <u>ライフステージ</u> に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する |
| ④ | <u>良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</u> |
| ⑤ | <u>若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む</u> |
| ⑥ | 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する |

8

こども大綱（令和5年12月策定）		
こども施策に関する6つの基本的な方針		
こども施策に関する重要事項		
	ライフステージを通したもの	
	多様な遊びの機会、保健・医療、貧困対策、障害児等支援、児童虐待防止、社会的養護、ヤングケアラー	
	ライフステージ別なもの	
	～幼児期	保健・医療等
	学童期・思春期	教育、居場所づくり、いじめ防止、不登校支援、体罰防止等
	青年期	就学支援、就労支援、結婚支援等
	子育て当事者への支援に関するもの	
	経済的負担軽減、共働き・共育て等	
こども施策を推進するために必要な事項（社会参画・意見反映、推進体制等）		

9

9

自治体こども計画とは
- こども基本法に基づき、都道府県、<u>市区町村単位</u>で策定するこども施策についての総合計画（努力義務） こども大綱を勘案して定めること 少子化社会対策、子ども・若者育成支援、こどもの貧困対策を内容に盛り込むこと - 法令に基づき策定されたこども施策に関する計画と一体的に作成できる

10

周南市こども計画（策定方針）

次期子ども・子育て支援事業計画ほか
各法令に基づくこども施策に関する計画と
一体的にこども計画を策定

一体的に作成するメリット

① こども施策に全体として横串を刺すこと

② 住民にとってわかりやすいものとなること

③ 自治体行政の事務負担の軽減

11

周南市こども計画（現行計画との比較）		
	（現行計画） 「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」	（次期計画） 「周南市こども計画」
期間	令和2（2020）年度から令和6（2024）年度	令和7（2025）年度から令和11（2029）年度
対象	「生まれる前から乳幼児期を経て青年期になるまでの子ども」と「その家庭」 （施策によっては対象の年齢に限らず柔軟に対応） 参考年齢：0歳（胎児含む）～概ね18歳	「心身の発達の過程にある子ども」と「その家庭」 （年齢により必要なサポートが途切れないように） 参考年齢：0歳（胎児含む）～概ね30歳
包含する計画	・次世代育成支援周南市行動計画 ・周南市母子保健計画 ・新放課後子ども総合プラン周南市行動計画 ・周南市子どもの貧困対策推進計画	・第3期周南市子ども・子育て支援事業計画 （母子保健に関する施策の展開を含む） ・次世代育成支援周南市行動計画 （放課後児童対策に関する事業を含む） ・周南市こどもの貧困対策推進計画 ・周南市子ども・若者計画【新規】

12

周南市こども計画（「こども」の表記）

国の「こども」表記の判断基準（「こども」表記の推奨について（依頼）（令和4年9月15日付事務連絡））に基づき

（１）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる

（２）特別な場合とは例えば以下の場合をいう

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、**子ども・子育て支援法における「子ども」**

② 固有名詞を用いる場合

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

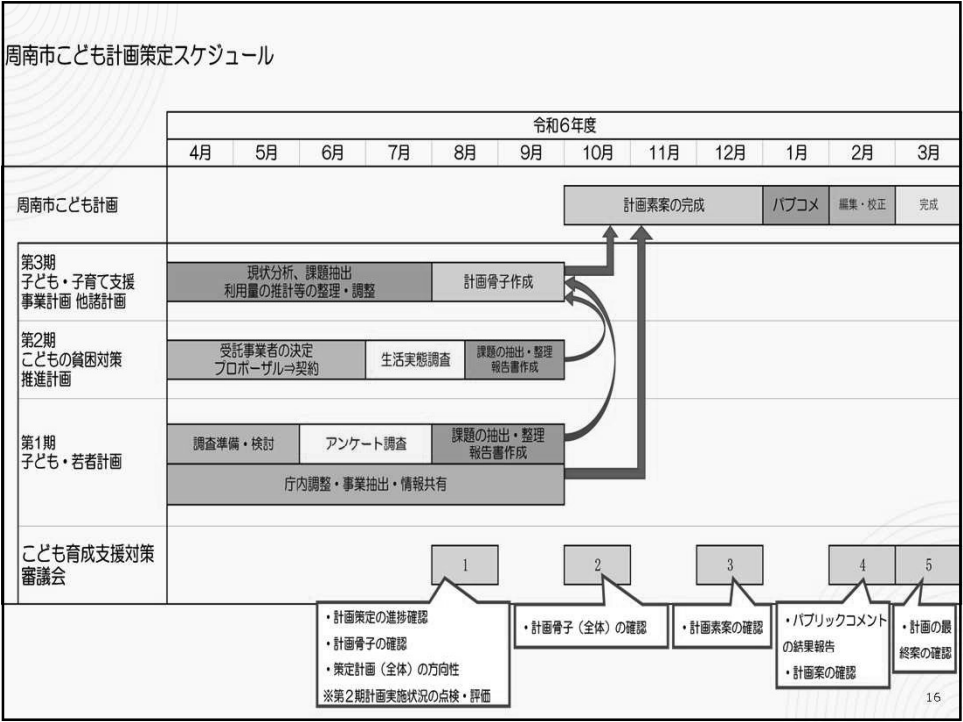
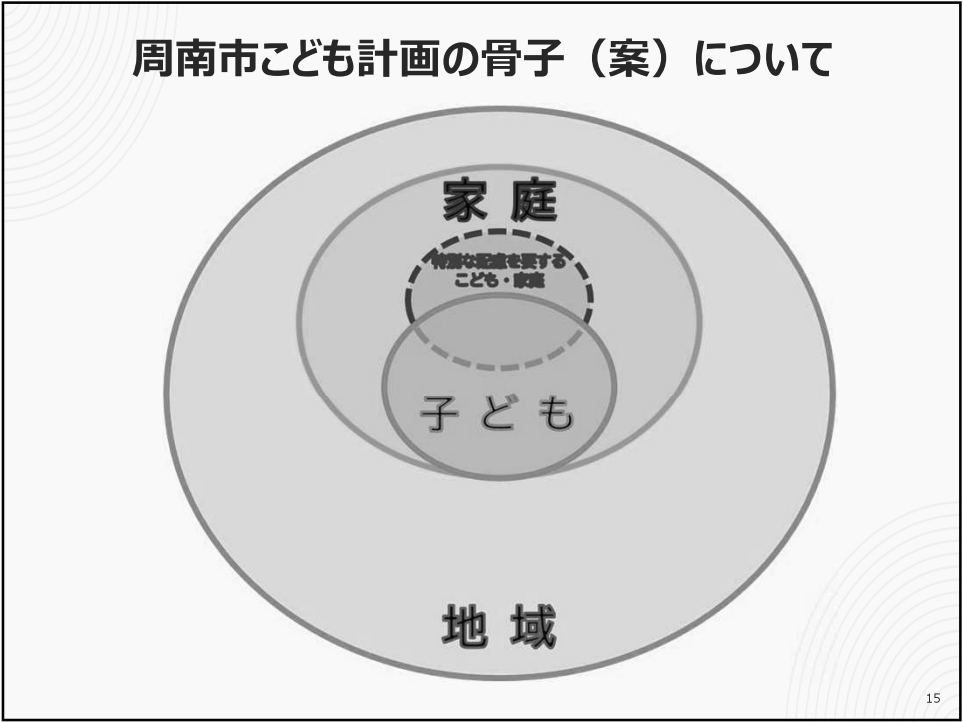
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

13

周南市こども計画の骨子（案）について

こども大綱から

こども施策に関する6つの基本的な方針	こども施策に関する重要事項
① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	
② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	
③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	
④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	
⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む	
⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する	ライフステージを通じたもの
	多様な遊びの機会、保健・医療、貧困対策、障害児等支援、児童虐待防止、社会的養護、ヤングケアラー
	ライフステージ別のもの
	～幼児期 保健・医療等
	学童期・思春期 教育、居場所づくり、いじめ防止、不登校支援、体罰防止等
	青年期 就学支援、就労支援、結婚支援等
	子育て当事者への支援に関するもの
	経済的負担軽減、共働き・共育等
	こども施策を推進するために必要な事項（社会参画・意見反映、推進体制等）



周南市こども計画（仮称）の骨子（案）

R 6 . 8 . 1

周南市あんしん子育て推進課

①計画の骨子（案）

第1章 計画の趣旨

- 1 こども計画とは
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画策定方法

第2章 周南市のこども・子育てを取り巻く状況

- 1 人口・世帯等の動向
- 2 ニーズ調査の実施（子ども・子育て支援、貧困、子ども・若者アンケート等結果から抜粋）
- 3 こども・若者・子育て世帯からの意見聴取
- 4 第2期計画期間のまとめ（教育保育施設の状況、地域子ども・子育て支援事業の状況）
- 5 現状と課題

前計画の実施結果

第3章 計画の基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本視点
- 3 基本方針
- 4 計画の体系図

基本理念

—基本視点

—基本方針（目標）

—施策の展開（指標）

ライフステージ別／目標別
かつ
横断的、包括的、重層的に
切れ目なく

基本方針（目標）ごとに、第4章を作成

第4章 施策の展開

＝『次世代育成支援周南市行動計画』『子どもの貧困対策推進計画』『子ども・若者計画』

I こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する

- (1) 現状と課題
- (2) 目指すべき姿
- (3) 主な取り組み内容・指標
 - ア. 教育・保育の場における子育ての支援
 - イ. 多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくりの推進
 - ウ. こども・若者の自立の促進

III 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実

- (1) 現状と課題
- (2) 目指すべき姿
- (3) 主な取り組み内容・指標
 - ア. 児童虐待防止対策の充実
 - イ. ひとり親家庭への総合的支援の推進
 - ウ. 障害のあるこどもに対する施策の充実
 - エ. 困難を抱える子育て家庭への支援

II 家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり

- (1) 現状と課題
- (2) 目指すべき姿
- (3) 主な取り組み内容・指標
 - ア. 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実
 - イ. 親と子の健康づくりの推進
 - ウ. 発達支援体制の充実
 - エ. 多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実
 - オ. 子育ての負担を軽減する経済的支援

IV こども・子育て家庭を支える地域づくり

- (1) 現状と課題
- (2) 目指すべき姿
- (3) 主な取り組み内容・指標
 - ア. 子育ての担い手の育成とネットワークの強化
 - イ. こどもの安全を守る取組みの推進
 - ウ. 多様性を尊重する共生社会の推進

第5章 幼児教育・保育の提供体制及び地域子育て支援事業の充実＝『子ども・子育て支援事業計画』

- 1 計画の趣旨
- 2 制度概要（提供区域の設定など）
- 3 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況
- 4 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（指標）
- 5 地域子ども・子育て支援事業（「13+3」事業）の「量の見込み」と「確保方策」（指標）

第6章 推進体制

- 1 計画の推進体制
 - (1) 関係機関等との連携
 - (2) 計画の達成状況の点検・評価

資料編

令和6年8月1日

周南市子ども計画（仮称）体系イメージ

① 計画の体系（案）について

基本理念（案）	
案1：「みんなが笑顔で幸せになる　子どもが主役の子どもまんなか　しゅうなん」	
案2：「こどもの健やかな育ちと子育て家庭の暮らしの安全安心を地域で支えるまち　しゅうなん」	
案3：「まちぐるみで応援　子どもが夢と希望を持って成長できるまち　しゅうなん」	

基本視点（案）	
◇こどもの最善の利益を最優先に考え、子ども・若者、子育て家庭の視点に立ったこどもの施策を推進する	
◇ライフステージに応じた切れ目のない支援と地域における包括的な支援体制の充実を図る	

基本方針（案）	施策の展開（案）
I こども	(1)教育・保育の場における子育ての支援 (2)多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくりの推進 (3)子ども・若者の自立の促進
II 家庭	(1)妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実 (2)親と子の健康づくりの推進 (3)発達支援体制の充実 (4)多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実 (5)子育ての負担を軽減する経済的支援
III 特別な配慮	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭への総合的支援の推進 (3)障害のある子どもに対する施策の充実 (4)困難を抱える子育て家庭への支援
IV 地域	(1)子育ての担い手の育成とネットワークの強化 (2)こどもの安全を守る取組みの推進 (3)多様性を尊重する共生社会の推進

② 「施策の展開」に紐づく事業、取組み事例（案）

体系イメージの「施策の展開」に該当する事業や取組み例（赤字）を紹介しています。

I こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する
(1) 教育・保育の場における子育ての支援 生き抜く力・人間性・社会性を育む教育、幼児教育・保育、幼保小連携、学力の定着・向上、学校ICT化、キャリア教育、コミュニティスクール
(2) 多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくりの推進 生活習慣の形成、多種多様な遊び、自然体験、文化・スポーツ、異年齢・多文化交流、放課後のこどもの居場所
(3) 子ども・若者の自立の促進 奨学金、職場体験、企業インターン、雇用の創出、ライフプラン、結婚、意見表明、社会参画
II 家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり
(1) 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実 母子保健、子育て支援、医療体制の整備、情報提供
(2) 親と子の健康づくりの推進 健康教育
(3) 発達支援体制の充実 発達支援
(4) 多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実 多様なニーズに応じる幼児教育・保育、幼児教育・保育の質の向上、人材育成・確保
(5) 子育ての負担を軽減する経済的支援 給付金、医療費助成、就労支援、保育料無償化、就労支援、貸付補助、通学定期券購入補助
III 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実
(1) 児童虐待防止対策の充実 虐待対応、ヤングケアラー支援、DV対応
(2) ひとり親家庭への総合的支援の推進 給付金、医療費助成、就労支援、養育費確保、住宅優遇・補助制度、貸付補助
(3) 障害のある子どもに対する施策の充実 医療的ケア児、障害福祉
(4) 困難を抱える子育て家庭への支援 貧困対策、こどもの第三の居場所、学習・生活支援、いじめ、不登校、ひきこもり
IV 子ども・子育て家庭を支える地域づくり
(1) 子育ての担い手の育成とネットワークの強化 地域包括支援、多職種連携、ネットワーク強化、家庭教育支援、地域の担い手育成
(2) こどもの安全を守る取組の推進 交通安全、防犯防災、有害環境浄化、インターネット環境整備、自殺予防、非行防止
(3) 多様性を尊重する共生社会の推進 こどもの権利、ワークライフバランス、共働き・共育て

「周南市こども計画」骨子の検討用作業シート

次のことについて、幅広くご意見をいただきたいと思います。作業用に「委員意見記入欄」をご活用ください。

○「こども計画」骨子案について

全体の構成、計画に盛り込んだ方がよいと思われる課題、こども・若者、子育て家庭の視点、具体的取組、見出しとして特出した方がよいと思われる事項など

○その他

計画全体や作業の進め方についてのご意見、気になること など

◎計画の骨子について（現行計画との比較）

現行「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」	こども計画骨子(事務局案案)	委員意見記入欄
第Ⅰ部 序論 1 計画の趣旨 (1) 子ども・子育て支援事業計画とは (2) 計画策定の背景 (3) 計画の位置づけ 2 周南市の子ども・子育てを取り巻く状況 (1) 人口・世帯等の動向 (2) 教育・保育施設の状態 (3) 地域子ども・子育て支援事業の状況 (4) ニーズ調査の実施 (5) 子どもの生活に関する実態調査の概要 (6) 関係機関・事業所調査の概要 (7) 第1期計画期間のまとめ (8) 現状と課題	第Ⅰ部 序論 1 計画の趣旨 (1) こども計画とは (2) 計画策定の背景 (3) 計画の位置づけ (4) 計画策定方法 2 周南市のこども・子育てを取り巻く状況 (1) 人口・世帯等の動向 (2) ニーズ調査の実施 (3) こども・若者・子育て世帯からの意見聴取 (4) 第2期計画期間のまとめ (5) 現状と課題	
第Ⅱ部 周南市子ども・子育て支援の基本的考え方 1 基本理念 「まちぐるみで応援 子どもが笑顔で幸せになるまち しゅうなん」 2 基本目標 3 計画体系	第Ⅱ部 周南市こども計画の基本方針 1 基本理念(案) 案1:「みんなが笑顔で幸せになる こどもが主役のこどもまんなか しゅうなん」 案2:「こどもの健やかな育ちと子育て家庭の暮らしの安全安心を地域で支える まち しゅうなん」 案3:「まちぐるみで応援 こどもが夢と希望を持って成長できるまち しゅうなん」 2 基本視点(案) ①こどもの最善の利益を最優先に考え、こども・若者、子育て家庭の視点に立ったこどもの施策を推進する ②ライフステージに応じた切れ目のない支援と地域における包括的な支援体制の充実を図る 3 基本方針(案) ①こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する ②家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり ③特別な配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実 ④こども・子育て家庭を支える地域づくり 4 計画体系	

第Ⅲ部 事業計画 基本目標1 子ども・子育て支援の充実 1 教育・保育の提供体制の充実 2 地域子ども・子育て支援事業の充実 3 新・放課後子ども総合プランの推進(「新・放課後子ども総合プラン周南市行動計画」) 基本目標2 安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実 (「周南市母子保健計画」) 1 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実 2 親と子の健康づくりの推進 3 発達支援体制の充実 基本目標3 子どもの生き抜く力を育む教育の充実 1 教育環境の充実 2 学校・家庭・地域が連携した教育の充実 基本目標4 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実 1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭の自立支援の推進 3 障害のある子どもに対する施策の充実 4 困難を抱える子育て家庭の支援(「周南市子どもの貧困対策推進計画」) 基本目標5 安心・安全な子育て環境の充実 1 子どもの安全を守る取組の推進 基本目標6 子育てと仕事の両立支援の推進 1 子育てと仕事の両立支援の推進	第Ⅲ部 事業計画 基本目標1 こどもの生きる力を育み、希望する未来の実現を支える 1 教育・保育の場における子育ての支援 2 多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくりの推進 3 こども・若者の自立の促進 基本目標2 家庭の育てる力を支え、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくり 1 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実 2 親と子の健康づくりの推進 3 発達支援体制の充実 4 多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実 5 子育ての負担を軽減する経済的支援 基本目標3 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への支援の充実 1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭への総合的支援の推進 3 障害のあるこどもに対する施策の充実 4 困難を抱える子育て家庭の支援 基本目標4 こども・子育て家庭を支える地域づくり 1 子育ての担い手の育成とネットワークの強化 2 こどもの安全を守る取組みの推進 3 多様性を尊重する共生社会の推進	
	第Ⅳ部 幼児教育・保育の提供体制及び地域子育て支援事業の充実 (「第3期子ども・子育て支援事業計画」) 1 計画の趣旨 2 制度概要(提供区域の設定など) 3 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況 4 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(指標) 5 地域子ども・子育て支援事業(「13+3」事業)の「量の見込み」と「確保方策」(指標)	
第Ⅳ部 推進体制 1 計画の推進体制 (1) 関係機関等との連携 (2) 計画の達成状況の点検・評価	第Ⅴ部 推進体制 1 計画の推進体制 (1) 関係機関等との連携 (2) 計画の達成状況の点検・評価	

◎その他

委員意見記入欄
